○北海道開発局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十三日

北海道開発局長　高松　泰

一　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　十二号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
美唄市字カーウシュナイ六一五番一から同市字美唄一三九二番一三まで	前	二七・二メートル	五〇・一キロメートル	
	後	二七・二～一七・三メートル	二・九五四キロメートル	

二　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百四十一号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道足寄郡足寄町南七条一丁目七一番一から同町郊南一丁目二九番二五まで	前	BA 三二・二～八・一六メートル	二九・〇～六三・六八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 三二・二～八・一六	〇・一七八	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

三　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百四十一号及び二百四十二号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道足寄郡足寄町南七条一丁目五八番から同町南七条一丁目六三番まで	前	二四・八～二七・七メートル	〇・〇七八キロメートル	
	後	二四・九三～二七・九〇	〇・〇七八	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

四　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百四十二号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道足寄郡足寄町大誉地七九五番七から同町大誉地七八九番まで	前	三八・五～七六・〇メートル	四一キロメートル	
	後	四四・〇～八八・二〇	三四一	
北海道足寄郡足寄町大誉地六三番一二から同町大誉地二四〇番まで	前	二二・六～三〇・〇	〇・六三八	
	後	二三・二～四〇・七五	〇・六三八	
北海道足寄郡足寄町大誉地一三五番三から同町大誉地一一九番一〇まで	前	二五・七～四六・七八	〇・四五三	
	後	三三・五～五三・〇四	〇・四五三	
北海道足寄郡足寄町大誉地七〇番一から同町大誉地六九番七まで	前	三二・一～四三・四七	〇・二〇一	
	後	三二・九～五二・九二	〇・二〇一	

北海道足寄郡足寄町上利別四二一番六から同町上利別四〇五番八まで

	前	二五・四三～五九・〇七	〇・五八八	
	後	二五・四三～七二・六七	〇・五八八	

北海道足寄郡足寄町上利別五四三番から同町上利別三七八番九まで

	前	二二・五八～五四・四六	〇・四四七	
	後	二六・三八～六二・三六	〇・四四七	

北海道足寄郡足寄町愛冠五二番四地内

	前	二一・八二～二四・六四	〇・〇三三	
	後	二四・六四～二四・九五	〇・〇三三	

北海道足寄郡足寄町下愛冠四丁目二九番一から同町下愛冠四丁目二八番一まで

	前	一八・〇八～四六・〇〇	〇・〇九二	
	後	三二・四一～四六・〇〇	〇・〇九二	

北海道足寄郡足寄町北六条一丁目一四番から同町北六条一丁目一一番まで

	前	二五・一七～二七・〇〇	〇・〇九五	
	後	二八・〇九～三一・〇〇	〇・〇九五	

北海道足寄郡足寄町南七条一丁目一一番二から同町南七条一丁目一一番一まで

	前	五〇・九四～七四・六一	〇・〇二三	
	後	四六・三六～五六・五一	〇・〇二三	

北海道足寄郡足寄町南七条一丁目七一番一から同町郊南一丁目二四番一三まで

	前	BA 七・五～四九・五九	〇・四五一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 七・五～四九・五九	〇・四五一	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

五　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百七十四号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道足寄郡足寄町西町一丁目一番一八から同町郊南一丁目二四番一三まで	前	BA 二六・〇～四七・五八メートル	〇・三七三キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 二六・〇～四七・五八	〇・四五七	
		二六・〇～五三・九一	〇・三七三	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十三日

北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十一号	北海道足寄郡足寄町南七条一丁目七二番一から同町郊南一丁目二九番一五まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
二百四十一号及び二百四十二号	北海道足寄郡足寄町北一条一丁目一一番から同町南四条一丁目二二番まで	〃
二百四十二号	北海道足寄郡足寄町南六条一丁目二一番から同町南七条一丁目六三番まで	〃
二百七十四号	北海道足寄郡足寄町北六条一丁目一一番一から同町北一条一丁目一一番まで	〃
	北海道阿寒郡鶴居村字幌呂一八番一〇から同村字幌呂一八番四〇まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
三百三十三号	北海道常呂郡佐呂間町字中園六九番二から同町字中園二一三番三まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十三年三月二十三日